

区 分	税 率 (1kℓ当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
発 泡 性 酒 類	200,000円	—
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	167,125円	—
〃（麦芽比率25%未満）	134,250円	—
その他の発泡性酒類（いわゆる「新ジャンル」）	108,000円	—
〃（ホップ及び一定に苦味料を原料としない酒類）	80,000円	—
醸 造 酒 類	120,000円	—
清 酒	110,000円	—
果 実 酒	90,000円	—
蒸 留 酒 類	(アルコール分21度未満) 200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分38度未満) 370,000円	(アルコール分38度以上) 10,000円
混 成 酒 類	(アルコール分21度未満) 200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
合 成 清 酒	100,000円	—
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分13度未満) 120,000円	(アルコール分13度以上) 10,000円
粉 末 酒	390,000円	—

- (備考) 1. 発泡性酒類・・・ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分10度未満で発泡性を有するもの。）  
2. 醸造酒類・・・清酒、果実酒、その他の醸造酒（その他の発泡性酒類を除く。）  
3. 蒸留酒類・・・連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ（その他の発泡性酒類を除く。）  
4. 混成酒類・・・合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒（その他の発泡性酒類を除く。）